

土佐清水ジオパーク推進協議会規約

平成27年2月27日制定

平成28年4月19日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、土佐清水ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、ジオパークの理念に沿った活動により、ジオパークの質の向上に努めるとともに、市民の郷土への誇りを醸成しながら、地域の振興・活性化を図り、社会的、経済的、文化的に持続可能な発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ジオパークの推進に関する自然・文化遺産の保全、歴史・文化の継承、教育、観光・ビジネス、情報発信、調査研究に関すること。
- (2) ジオパークの推進に係る団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体の代表者（以下「会員」という。）で構成する。

- 2 入会しようとする団体は、入会申込書を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、入会しようとする団体が協議会の目的に賛同し、活動および事業に協力できると認めるときは、入会を承認し、次の総会に報告するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長4名、監事2名（以下「役員」という。）を置く。

- 2 会長は、土佐清水市長をもって充てる。
- 3 副会長は、第12条第3項に規定する部会長をもって充て、副会長の互選により代表副会長を定める。
- 4 監事は、総会において会員から選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員の仕事が生じた場合、後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問・アドバイザー)

第8条 協議会は、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱し、次の総会で報告するものとする。
- 3 顧問及びアドバイザーは、必要に応じて助言を行い、協議会の活動を支援する。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 第12条並びに別表に掲げる部会

2 前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、会合を設けることができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、監事及び第12条に規定する各部会を構成する団体の代表者で構成する。

2 総会は、年度当初の開催を原則とし、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 収支予算及び収支決算に関すること。
- (3) 第11条に掲げる役員会への付託事項に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

4 総会は、代表者の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、総会に出席できない代表者は、委任状により、あらかじめ代理人にその権限を委任することができる。

5 総会の議事は、代理人を含む代表者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及びアドバイザーに総会への出席を求めることができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり、次の事項について審議し、決定する。

- (1) ジオパークの推進に関する企画・運営事項
- (2) 総会から付託された事項に関すること。
- (3) 総会を招集する時間がない緊急な事項に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認める事項

3 役員会は、審議、決定した事項を次の総会で報告しなければならない。

4 会長は、必要があると認める時は、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第12条 役員会は、次の各号に定める事項について協議及び活動するため、別表に掲げる部会を設置することができる。

- (1) 協議会の組織運営、基本計画、自然・文化遺産の保全に関すること。
- (2) 地域資源を活用した教育・啓発、調査研究等に関すること。
- (3) ジオツーリズム、ガイド養成、ジオパークに関連したイベント、情報宣伝活動、商品の開発・販売及びマーケティングに関すること。
- (4) 地域資源を活かした活動と保全活動、団体間の連携等に関すること。
- (5) その他、役員会が必要と認める事項

2 部会は、付託された事項について、その経過及び結果を役員会に報告するものとする。

3 部会長は各部会員から選任し、副部会長は部会長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 部会長及び副部会長の任期等は、第7条の規定を準用する。

6 部会は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。

7 部会に関し必要な事項は、役員会に諮る。

8 部会長は、必要があると認める時は、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び役員会を招集する時間がないとき、または軽易な議決すべき事項について、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、土佐清水市のジオパーク推進を所管する課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第17条 協議会の会計は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、土佐清水市会計規則を準用する。

第7章 補則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年2月27日から施行する。

2 平成27年2月27日から平成30年2月26日までに任命される役員及び部会長、副部会長の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成28年4月19日改正)

この改正は、平成28年4月19日から施行する。

別表 (第12条関係)

部会名
計画・保全部会
教育・啓発部会
観光・ビジネス部会
地域コミュニティ部会